

令和5年度  
西多摩地域保健医療協議会  
「生活衛生部会」  
会議録

1 開催日時

令和6年2月8日（木）午後1時30分から

2 会場

西多摩保健所 講堂

3 西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」委員名簿

| 氏名     | 役職名                            | 備考 |
|--------|--------------------------------|----|
| 古川 朋靖  | 一般社団法人西多摩医師会副会長                |    |
| 田中 三広  | 一般社団法人西多摩薬剤師会会長                |    |
| 渋谷 清   | 公募委員                           |    |
| 並木 茂   | 西多摩食品衛生協会会長                    |    |
| 向原 周二  | にしたま環境衛生協会会長                   |    |
| 小松 丈博  | 西多摩保健所地区特定給食協議会会長<br>(大聖病院事務長) |    |
| 松月 弘恵  | 日本女子大学家政学部食物学科教授               |    |
| 鎌田 博志  | 青梅市立第一小学校校長                    |    |
| 福田 託也  | 警視庁青梅警察署長                      |    |
| 野村 由紀子 | 羽村市福祉健康部長                      |    |
| 福島 由子  | 瑞穂町福祉部長                        |    |
| 大谷 末美  | 檜原村福祉けんこう課長                    |    |
| 渡部 裕之  | 西多摩保健所長                        |    |
|        | 合計 13名                         |    |

(敬称略)

4 欠席委員

向原委員、鎌田委員、大谷委員

5 代理出席者

警視庁青梅警察署 久保生活安全課長（福田委員代理）

瑞穂町 工藤健康課長（福島委員代理）

6 出席職員

渡部所長、多田副所長、清水生活環境安全課長、村上保健対策課長、矢野課長代理（環境衛生推進第一担当）、森田課長代理（薬事指導推進担当）

7 議 事

(1) 協議事項

地域保健医療推進プラン（平成30年度～令和5年度）の進行管理状況及び最終評価（案）について

(2) 報告事項

ア 市販薬乱用対策の強化について

イ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律等の概要について

ウ 今春の花粉予測について

令和5年度西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」

令和6年2月8日

開会：午後1時24分

【多田副所長】 定刻前ではございますが、皆様おそろいになっていきますので、ただいまから令和5年度西多摩地域保健医療協議会生活衛生部会を開会いたします。皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、副所長の多田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、会議の公開について御説明いたします。

本部会の会議及び会議録等につきましては、参考資料1の地域保健医療協議会設置要綱第13に基づきまして、公開とさせていただきます。また、会議の傍聴につきまして、事前に保健所ホームページで告知して希望者を募りましたが、今回申込みはございませんでした。

また、会議録は、録音を基に内容を調整させていただき、後日、発言者名を含む全文を保健所ホームページで公開いたしますので、委員の皆様におかれましては、あらかじめ御了承ください。

続きまして、会議資料の確認をいたします。

本日の資料は、次第に記載されていきますとおり、事前にお送りしました資料1から5と参考資料1、2でございます。ここでお詫びがございます。お送りいたしました資料2-2、資料2-3につきましては、一部差し替えがございますので、お手数をおかけし申し訳ありませんが、本日机上に配付しております資料と差し替えていただきますようお願いいたします。

なお、机前にございます地域保健医療推進プランの冊子は会議備付けのもので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

不足の資料がございましたら、その場で挙手していただければ、事務局職員がお伺いたします。

続きまして、今年度は、委員の改選が行われ、新しい委員の方もいらっしゃることから、この部会の位置付けについて説明させていただきます。お手元の参考資料2の西多摩地域保健医療協議会会議体系等についてを御覧ください。

地域保健医療協議会設置要綱の第7では、「専門的な事項を検討するための部会を設置

することができる」とされており、これに基づき、西多摩地域保健医療協議会では、当生活衛生部会と保健福祉部会及び地域医療システム化推進部会の3つの専門部会を設置しています。

当部会の検討事項は、環境衛生、食品衛生対策等に関する専門的事項と、地域保健医療推進プランの進行管理となっております。

それでは、開会に当たりまして、保健所長の渡部から御挨拶申し上げます。

**【渡部保健所長】** 西多摩保健所長の渡部でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、当保健所の事業運営に御理解、御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ただいまお話しさせていただきましたけれども、この生活衛生部会は、地域保健医療協議会の下に、環境衛生、食品衛生対策等に関する専門的な事項、推進プランの進行管理に関する事項を検討する部会でございます。担当する主な分野は、医薬品や食品の安全確保、生活衛生対策など、生活の安全と安心に関わる重要な分野でございます。

この分野での最近の動向ですが、医薬品の安全確保に関しましては、青少年の市販薬の乱用や、乱用期と呼ばれるほどの検挙者数になっている大麻とその類似成分の乱用があります。いずれも深刻な社会問題になっています。

また、食品の安全確保に関しましては、食中毒の発生状況がございます。令和5年、都内の食中毒の発生件数は134件と、令和になって最多の件数になっています。保健所といたしましては、このような動向を踏まえ、重点プランの取組を引き続き推進してまいります。

本日は、西多摩地域保健医療推進プランの最終評価について、お諮りします。皆様から忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**【多田副所長】** 次に、委員紹介に移ります。本来であればお一人ずつ御紹介させていただくところですが、時間の都合もございますので、恐れ入りますが、お手元の資料1、西多摩地域保健医療協議会生活衛生部会委員名簿及び座席表を御覧いただくことで、御紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は代理出席の方が2名いらっしゃいます。

警視庁青梅警察署長、福田委員の代理で久保生活安全課長が御出席です。

**【久保委員代理】** よろしく申し上げます。

【多田副所長】 瑞穂町福祉部長、福島委員の代理で、工藤健康課長が御出席です。

【工藤委員代理】 よろしくお願いいたします。

【多田副所長】 にしたま環境衛生協会会長の向原委員、青梅市立第一小学校校長の鎌田委員、檜原村福祉けんこう課長の大谷委員の3名につきましては、欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、部会長互選に移ります。

地域保健医療協議会設置要綱の第7によりまして、部会には部会長を置くことになっており、選任に当たっては、委員の互選によることとされております。

ただし、本件につきましては、昨年10月に開催しました第1回西多摩地域保健医療協議会において、古川委員が部会長ということで既に承認を受けておりますので、このまま進めさせていただきたいと思っております。

それでは、これから議事に入りますので、以降の進行は古川部会長にお願いいたします。

古川部会長、よろしくお願いいたします。

【古川部会長】 今、紹介いただきました西多摩医師会の副会長をさせていただきます古川と申します。

それでは、これから議事に入りますが、皆様よろしくお願いいたします。次第に沿って進めさせていただきます。

まず、事務局から議事の協議事項について、御説明をお願いします。

【清水生活環境安全課長】 生活環境安全課長の清水でございます。

それでは、地域保健医療推進プランの進行管理状況及び最終評価（案）から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、まず3ページ目の資料2-1、A4横の資料を御覧ください。この「進行管理について」に年次スケジュールがございます。こちらの年次スケジュールの右から2列目に令和5年度がございますが、「最終評価」と書いてございます。これに基づきまして、本日は、当部会で素案についてお諮りをした上で、次年度令和6年度の協議会に報告をしまして、決定を受けるといようなスケジュールになってございます。本日は、これから最終評価（素案）についてお諮りいたします。

それでは、資料2-2、進行管理資料ですけれども、こちらは毎年更新していく資料でございます。こちらの取組と、それぞれの実績データにつきましては、素案の方に盛り込まれておりますので、本日は資料2-3以降の推進プランの最終評価素案で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-3、素案13ページ目でございます。ページをめくっていただきまして、14ページ目に総括というページがございますので、まずこちらを御覧ください。この表の左の列が章・節となっております、真ん中の列に所管部会というのがございます。「生活衛生」と書いてあります列の丸印の項目に関しまして、当部会で所管しているということになります。合計9項目になっております。

生活衛生部会だけで所管する項目と、2つの部会または3つの部会にまたがる項目がございますが、トータルとして9項目が当部会の所管事項でございます。その隣の達成度の列がございますが、これは達成度について「達成」、「ほぼ達成」、「やや遅れ」ということで最終評価をしております。もう丸がついてしまっておりますけれども、当部会の所管する9項目につきましては、1項目が達成、8項目がほぼ達成ということになっております。

それでは、各項目について、15ページ目以降にございますので、順番に説明をさせていただきます。

まず、15ページを御覧ください。1-1-3、食を通した健康づくりでございます。この表の見方でございますけれども、まず、今読み上げました1-1-3というのは、章と節の通し番号になっております。その右側に網かけで書いてあるのが所管の部会でございます。保健福祉部会と生活衛生部会で所管しているということでございます。

この表の左の列には、それぞれ項目名が書いてあります「重点プラン」から順番に「指標」、「取組状況」ということで、下に「達成度」として「中間評価」と「最終評価」となっております。「最終評価」が本日皆様にお諮りするということになりますので、順番に説明してまいります。

それでは、食を通した健康づくりでございます。重点プランとしましては、健康づくりのための食環境整備の推進でございます。指標は、栄養情報の発信の充実です。

取組でございますけれども、食生活ネットワーク会議や、圏域の栄養業務連絡会などで、健康栄養情報の発信について検討をしております。関係機関、自治体等と情報共有を図って、連携して、普及啓発用ポスターの掲示、またはイベント等での情報発信などに取り組んでまいりました。

また、給食施設の巡回指導では、施設が行う利用者やその家族向けの栄養情報の発信の支援を行っております。栄養成分表示についても、食品事業者に対する監視指導や、普及の啓発を行っております。

指標に関するデータは、令和4年度までの数字と評価の視点のところを御覧いただけま

すと分かりますけれども、3項目データを設定しておりますが、そのうちの2項目に関しては、平成29年度に比べまして10ポイント以上増加をいたしております。このため、達成度といたしまして、最終評価は「ほぼ達成」と評価しました。

続きまして、16ページ、1-3、在宅療養体制でございます。

重点プランは在宅療養体制の推進。指標は、在宅療養体制の整備に関する取組の充実でございます。

取組ですが、平成29年度より地域医療構想の調整会議の下に在宅療養ワーキングが設置されておりまして、その会議体で介護と医療の連携、多職種ネットワークの構築による在宅療養体制の整備を検討してまいっております。市町村におきましては、医療機関や介護事業者との連携に取り組んでおります。

保健所は、市町村の各種計画策定に関与しておりまして、地域包括ケアシステムの構築に関して意見や助言をしてまいりました。また、西多摩医師会では、脳卒中及び糖尿病の東京都の医療連携事業を受託いたしまして、それぞれ検討会を開催して、在宅療養に関する課題の共有や多職種連携を図ってきました。実績、データ欄は、直近の令和4年度を入れてございます。

評価の視点は、在宅療養体制等について、コロナ禍でもウェブを活用して意見交換ができたこと、医療連携事業につきましては、医療連携検討会や症例検討会を通じて在宅療養体制の整備に関する取組の充実を図っていることから、最終評価は、こちらも「ほぼ達成」としました。

続きまして、17ページ目、3-1、健康危機管理対策でございます。

重点プランは、新型インフルエンザ対策の推進、指標は、新型インフルエンザと感染症医療体制の推進です。

保健所では、平成20年度にブロック協議会を立ち上げまして、対策を推進してきました。また、令和2年度からは、新型コロナの対応のため、ブロック協議会に医療機関部会と社会福祉・地域医療部会の2つを設置いたしまして、対策の強化を図りました。実績につきましては、データ欄記載のとおりです。

評価の視点は、新型コロナ対応では、ウェブやメーリングリストを活用して、医師会、医療機関、市町村と連携して、保健所は全所体制で臨んで、機動的、柔軟な対応ができたこと、健康危機管理計画の年度内策定も目途がついたということから、最終評価は「ほぼ達成」としております。

続きまして、18ページ目、3-3、医薬品の安全確保でございます。

重点プランは、医薬品の適正使用の推進、指標は、講習会や監視指導による情報提供の充実です。患者あるいは医薬品を使用する方が、医薬品に関して適切な情報を入手して、正しく使用できるように、薬局、医薬品の販売業者による適切な情報提供が法令で定められているところでございます。保健所では、講習会や監視の機会を活用して、こちらの法令事項に関して周知を図り、また、遵守事項に関して指導を行っています。

実績と評価の視点については記載のとおりでございますけれども、講習会に関してはウェブや保健所ホームページを活用して、コロナ禍を含めて年1回ずつ開催できたということで、最終評価は「ほぼ達成」としております。

続きまして、次の19ページ目、3-4、食品の安全確保でございます。

重点プランは、高齢者・乳幼児施設における食中毒対策の推進、指標は、高齢者・乳幼児施設等に対する監視指導の強化です。

保健所では、施設に対して計画的に監視指導を実施し、食中毒の発生予防に向けた指導・助言を行っています。また、令和3年6月からは、全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うこととなりました。このため、HACCPの導入と定着のための支援を行ってきています。

評価の視点の記載にございますとおり、監視指導件数につきましては、平成29年度は監視件数が448件と例年から見ると多いのですが、その理由に関しては、この年度は途中で大量調理マニュアルが改訂された関係で、年度途中で改訂版を立ち上げてまた配り直すということを行いましたので、施設数を上回る監視件数になってございます。

逆に、平成30年度と平成31年度、令和元年度です。この評価の視点のところ、平成31年と書いてありますけれども、データの欄は令和元年になっております。令和元年に御修正いただければと思います。そこはコロナの関係で立入検査ができませんでしたので、実績が大きく下回っております。

ただ、令和4年度からは、また通常の立入調査ができましたので、実績としては、執行率は93%と戻りました。最終評価としては、この計画年度通年で見ますと、「ほぼ達成した」という評価にしました。

続きまして、20ページ3-5、アレルギー疾患対策でございます。

重点プランはアレルギーに関する普及啓発等の充実、指標はアレルギー講習会等の充実です。

保健所は、アレルギー疾患に関する講習会、食品事業者や給食施設対象の各種講習会や研修会の開催、花粉の飛散調査、住民相談対応等のアレルギー対策に取り組んでいます。ア

レルギーに関する情報提供や普及啓発を行っています。

評価の視点としては、計画期間中、毎年度継続的に情報提供や講習会は実施してきましたので、最終評価は「ほぼ達成」といたしました。

続きまして、21ページ3-6、生活衛生対策でございます。

重点プランは、レジオネラ症予防対策の推進、指標は、公衆浴場等におけるレジオネラ予防対策の充実です。

保健所は、公衆浴場や旅館業のレジオネラ症予防対策として、施設の自主管理が重要なため、各施設からの定期的な管理状況の報告を定着させるために、監視指導や講習会等で普及啓発に取り組んでございます。また、循環式浴槽を設置している社会福祉施設に対しましては、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策衛生管理指針に基づく施設管理の普及啓発や相談対応を行いました。

評価の視点は、旅館業、公衆浴場施設につきまして、令和元年度以降全ての施設が報告書を提出していますので、最終評価は「達成した」というふうにいたしました。

続きまして、22ページ4、災害保健医療対策の推進でございます。

重点プランは災害保健医療体制整備の推進、指標は市町村における災害保健医療対策の推進でございます。

市町村は、災害時保健活動マニュアルの整備、感染症対応可能な避難所等の整備を進めています。保健所は市町村の災害保健活動マニュアルの作成やその更新の支援を行っています。災害医療については、災害医療コーディネーターを中心に、地域災害医療連携会議等で検討を行っております。

評価の視点は、東日本台風や新型コロナの対応を通し、各自治体保健所との災害時保健活動の検討と整備を着実に進めてきたことから、最終評価につきましては「ほぼ達成」としました。

最後になりますけれども、23ページ目5、地域保健医療福祉における人材育成でございます。

重点プラン、地域保健医療福祉人材の育成の推進、指標は市町村等職員支援研修の充実でございます。

保健所、西多摩医師会、各市町村は、研修や講習会を企画実施し、取り組んできました。新型コロナの影響を受けた年度もございましたけれども、オンライン開催等、開催方法を工夫して、そのときの課題等に応じた研修を実施することができています。

また、令和5年度からは保健所で、課題別推進プランで、市町村と共同した西多摩圏域

における人材育成の体制づくりとして、地域保健師の人材育成に取り組んでいることから、最終評価としては「ほぼ達成」といたしました。

以上で、説明を終わります。

【古川部会長】 ありがとうございます。

新型コロナウイルスの期間を挟んでいる非常に難しい時期ではありましたが、最終評価として、「ほぼ達成した」もしくは「達成した」という形になられたと思います。

それでは、質疑応答の時間を設けたいと思いますが、御質問または御意見のある方は挙手をお願いいたします。

【清水生活環境安全課長】 部会長、よろしいでしょうか。

【古川部会長】 清水課長、どうぞ。

【清水生活環境安全課長】 部会長、ありがとうございます。

実は、保健福祉部会の、委員から御意見がございましたので、まず御紹介させていただきます。

15ページ1-1-3、食を通した健康づくりに関する御意見でございました。取組黒いポチの1つ目に、コミュニティバスを利用してポスター掲示を行ったという記述がございます。このコミュニティバスに関しまして、「利用者が少なく限定されている。西多摩8市町村全てで運行してはいない。広く周知ができる場所や媒体を検討すべきと考えるけれども」という御意見がありました。「広報については今後も効果的な手法について検討していきたいと思います」。

【古川部会長】 ありがとうございます。

他に御質問もしくは御意見等おありの委員の方はおられますでしょうか。

【渋谷委員】 すみません。1つお聞きしてよろしいでしょうか。

【古川部会長】 渋谷委員、どうぞ。

【渋谷委員】 1つお聞きしたいのですが、災害時保健活動マニュアルに関してなのですが、私、障害者関係の仕事しているものですから、能登半島の地震で道路が寸断されて、障害者の対応が非常に遅れたと。一次避難の次に二次避難ということになりました。非常に困難な状況に陥ったということで、この災害時保健活動マニュアルの中には何か障害者対応みたいなものは入っておりますでしょうか。

【清水生活環境安全課長】 その辺に関しましては、まだ盛り込まれておりませんが、障害者の避難所に関する検討については、保健所と各市町村と連携して行っていきたいと

思います。

【渋谷委員】 ありがとうございます。

【古川部会長】 よろしいですか。西多摩医師会の方では、福生、羽村、瑞穂ブロック、青梅、奥多摩ブロック、檜原、あきる野ブロックで災害医療を担当をしています。それらを統括する形で西多摩医師会でもやるのですけれども、やはり障害がおありの方、もしくは高齢の方、そういう方々に対してどういうふうに見配りをしていくか。また、こうしたときにどう対応していくかということも、今後の検討課題として捉えておりますので、よろしく願いいたします。

【渋谷委員】 ありがとうございます。

【古川部会長】 よろしくをお願いします。

【松月委員】 御説明ありがとうございます。日本女子大学の松月と申します。

1-1-3の食を通した健康づくりの点に対しまして、1つお尋ねしたいと思います。常々気になっておりますのが、ちょうどデータの中の、表としては真ん中にあるところの数字でございます。いわゆる市町村の自治体に栄養士を配置している率というのが、平成29年のときには62.5%であり、減っているように見受けられるのですけれども、栄養士は配置が必ずしも進んでないようには思うのですが、他の医療圏と比べまして、配置率はどうなのかということと、今後この辺り、いわゆる人的なパワーは重要かと思っておりますので、今後この辺りの取組がどう考えられているのかということがありましたらお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

【古川部会長】 事務局、お願いします。

【清水生活環境安全課長】 他の自治体とどうかということと、まずこの自治体における栄養士の配置なのですけれども、これは健康主管課に配置しているかどうかということでございます。ですので、各自治体で栄養士を採用していても、健康主管課ではなくて、国民健康保険の部署ですとか、または教育の部門に配置されたりということがございます。

健康主管課の事情もあるかと思うのですけれども、今保健師さんが、健康増進に関することは結構担っている部分が多いのが実情でございますので、その部分を栄養士が、栄養管理とかそういったところで職能を生かせるような業務の切り分けを、できるかどうかということになるかと思うのですが、そこは最終的には各自治体の採用に関わる判断ということだと思います。

ただ、保健所としては、栄養士が、栄養情報の地域住民への提供というのはしていただきたい部分もございますので、ネットワーク会議等を通じて、その重要性を引き続き普及

していきたいと考えています。

【松月委員】 ありがとうございます。

【古川部会長】 ありがとうございます。

他に御意見、御質問。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】 薬剤師会の田中といいます。質問が。3-3の医薬品等の安全確保、13ページですか、こちらで薬事講習会についてなのですが、この表の中でデータというところがあるのですが、令和4年度について、令和3年度からストリーミング配信ということで、ちょっと参加者数が減ってきている、件数が減っているような状況になっているのですが、こちらは対面での開催というのはこれから考えられるのか。その辺教えていただけたらと思います。

【清水生活環境安全課長】 対面に関しては、次年度も開催の予定は今のところございません。ですけれども、講習会という形ではなくて、法改正とか市販薬の乱用問題とかもありますので、適時情報提供するような機会は持ちたいなというふうに今考えているところではございます。

【古川部会長】 よろしいでしょうか。

その他、御質問、御意見等おありになる委員はおられますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、議事の報告事項について、事務局の方から御説明をお願いします。

【清水生活環境安全課長】 それでは、報告事項を順番にさせていただきたいと思いません。

まず初めには、市販薬乱用防止対策の強化について、薬事指導担当課長代理の森田から御報告いたします。

【森田課長代理】 薬事指導担当の森田でございます。

お手元資料25ページ目を御覧ください。急に横書きになってしまって申し訳ございません。

市販薬乱用については、昨今、結構問題になっているところでございますが、まず、市販薬の乱用、オーバードーズについて、現状の方を述べさせていただきます。

従来において、市販薬の乱用薬物の種別割合、つまり、市販薬を乱用薬物として使っている人の割合なのですが、この方々は、精神医療施設等で治療を受けた方を対象に

集計を取っております。

平成26年につきましては、市販薬が原因となる治療を受けた方は0%だったのですが、平成4年には約68%というところまで数が増えているところでございます。これは10代における数でございますが、20代においても35%、30代においても20%、40代においては約10%程度の方が市販薬をオーバードーズして、体調を崩し、精神科等で治療を受けているということでございます。結果的に見てくるものは、若い世代に高い傾向が見られると言えるのかなというところでございます。

申し訳ございません。30代のところが、台車の「台」になってしまっていますので、こちら、「代」の方に修正をお願いいたします。

現状についてはこのような形になっているところでございますが、それに併せて現行の規制と今後の課題について述べさせていただきます。

現行の規制につきましては、乱用のおそれがある医薬品として、6成分ほど、国の方で指定をしているところでございますが、こちら対象成分を含む製品の販売方法をさらに厳格化するような形で、規制が動いていくのかなというところでございます。課題につきましては、医薬品販売事業者等における対策がまだ不十分であること。

2点目として、適切に販売しても、販売記録につきましては、努力義務であったり、店舗がA店で買ってB店で買ったという店舗間ではしごのようなことをしても、そのはしごをしてしまった場合には、個人情報、どこで買ったでしょうというのが追えないといったところが、1つ課題になっているところでございます。

これらにつきまして、具体的な対策として、3点ほど挙げさせていただきますが、監視指導の強化。こちらにつきましては、今年度実施した取組なんかを紹介させていただきますと、夜間、西多摩管内の繁華街という、河辺駅周辺であったり、福生駅周辺、この辺りの薬局及びドラッグストアなど全店舗、11月のとある日に回ってまいりまして、販売体制どうなっていますかとか、色々なことを確認したりして、色々指導等を行ったところでございます。

2つ目の関係団体等への働きかけにつきましては、こちら保健所独自で動いているというものではないのですが、我々薬事監視員としてサイバー関係。例えばフリマサイトであったり、Amazon等のECサイト等、そちらの管理者に対して、こういったものの啓発や適正な販売方法を実施してもらうよう働きかけているところでございます。

3点目の国に対しての働きかけでございますけれども、こちらにつきましては、国の方で医薬品の販売制度に関する検討会というものを行っていたのですが、こちらの方に東京

都の薬事監視員の方が構成員として入っておりますので、その中で議論等を深めてまいったところでございます。

私の方からは以上になります。ありがとうございました。

【清水生活環境安全課長】 では、続けて報告をさせていただきます。

あと、法改正がございまして、生活衛生関係営業等のちょっと長い法律ですけれども、旅館業法等の一部改正が行われましたので、その概要について、環境衛生担当課長代理の矢野から御報告いたします。

【矢野課長代理】 環境衛生第一担当の矢野と申します。よろしく願いいたします。着座にて、説明させていただきます。

こちらの非常に長い名前の資料になっているのですが、資料の方、27ページになっております。横書きの1枚になっておりますが、これの中で、非常に簡単に言うと法改正がありましたよというお話なのですが、広く我々生活衛生関係の営業に関係があるものは、この資料の中、改正の趣旨と書いてある枠の中の下の方、2番と書いてあるところ、こちらの部分が一番多く関係しているところにはなるのですが、これも書いてありますが、食品衛生法ですとか理容師法、旅館業法、公衆浴場法などなどというような法律に全て絡んでいるところではあるのですが、こちらの方で、営業の事業譲渡による営業者の地位の承継というものができるようになりましたよというお話になっております。

今までは、営業者が変わったら新規の申請というのが必要になりまして、お店の営業の権利が変わるよというような話になってくるわけなのですが、こちらの方が許可の取り直しが必要だったわけですが、これが必要なくなりました。今までも個人の営業者の相続。いわゆるお父様が亡くなって息子さんに引き継ぎましたよとか、そういう相続関係ですとか、あと法人の合併分割の場合には承継制度があったのですが、この中に事業譲渡というものが入りましたよというようなお話になります。

これにより、所定の手続を踏めば事業を譲り受けたものは新たに許可の取得等を行うことがなく、営業者の地位を承継することができますということになっています。

なので、今までもよくあったのですが、ただ許可の取り直しになっていた、例えば血のつながっていない、要は相続関係のない自分のお弟子さんにお店を移したりですとか、今まで個人で営業していた方が法人に変わりますよということになると、人格が変わりますので、また新規の許可が必要だったりとかそういうことがあったものが、これからは必要なくなりますというような形になったというのが、今回の一番大きいところでございます。

あとは、こちらの改正の趣旨の1番の方になります。これは旅館業法のみに関係すると

ころではあるのですが、ざっと言うと宿泊拒否に関することとなります。基本的に旅館業法の中で、旅館業の方たちは宿泊を拒んではならないという項目がございます。こちらの中で、もちろんそうは言っても、例えば、賭博とか、その他風紀を乱すとか、著しく他のお客様に迷惑をかけるとか、当たり前ですけれども満室だったら泊められないよとか、そういうようなことは認められていたところなのですが、この辺で、今までは「伝染性の疾患にかかっていると明らかに認められるとき」というふわりとした言い方だったところが、感染症の今回のコロナですとかそういったものを踏まえて、「特定感染症の患者であるとき」ということが明確化されましたよというような話になっております。

実際にコロナの時期とか、旅館の方に泊まりに来て、発熱をしても泊めなければいけなかったりですとか、そういうようなことが実際としてあったことによって、このような改正が入っているというような形になります。

この中で、特定感染症が国内で発生している期間に限り、営業者は宿泊者に対して、感染防止に必要な協力を、いわゆるマスクをしてくださいねとか、手指を消毒してくださいねというような協力ですとか、その方が患者に該当するかどうかの報告を求めることができますよと。いわゆる発熱をしている人に「そのままでは泊めさせられませんよ。1回病院に行ってちゃんと検査を受けてきてください」というようなことを言うことができますということです。その他の宿泊者、いわゆる熱があったりとかないような、症状を呈していないお客様に対しても必要な協力を求めることができることとなりましたということになっています。

あと、この感染症以外の話でも、いわゆるカスタマーハラスメント。ここの(1)の③番になるのですが、宿泊しようとする者が業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求というものを繰り返した場合には、宿泊を拒むことができることとなりますということが、今回宿泊拒否の理由として明確化されたものになっております。

これによって、ただこれが認められただけではなくて、感染症であるかどうかみたいなことに対して色々な協力を求めたりですとか、もしくはそれによって宿泊を拒否することができるということになりますので、(2)番の方になりますけれども、いわゆる従業員の方たちに必要な研修を受けさせて、差別の助長をするようなことは起こらないようにということで、差別防止のさらなる徹底を行っていたりですとか、もしくはそういう宿泊拒否をしたときには、その理由を記録しておくことというような項目が入っております。

こちらについては、昨年の年末、12月13日から法律が施行されております。

以上、こちらの法律の方の改正ということで、御報告させていただきます。

【清水生活環境安全課長】 引き続き、今春の花粉の飛散予測について御報告いたします。

【矢野課長代理】 続きまして、また環境衛生第一担当、矢野の方から報告させていただきます。

資料につきましては、資料5番、29ページになります。こちらが先月1月17日に東京都保健医療局の方からプレス発表された資料になりますが、今春の花粉の飛散予測というような形になっております。

東京都では花粉症の対策検討委員会というものが開かれておりまして、こちらの中で花粉症に対する予測ですとか、その対策について話し合われているところではあるのですが、こちらが1月17日に第2回の委員会が開催されまして、そこで、2024年今年の春のスギ・ヒノキ花粉に関する飛散予測等の検討が行われましたので、この結果について御報告させていただきます。

1番の飛散開始日の予測となっております。飛散開始日としましては、大体例年、バレンタインデーぐらいにちょうど飛散が始まるころではあるのですが、今春につきましては、暖冬だったという関係もありまして、2月8日から12日頃であるというふうに予測されております。

ただ、この予測が1月17日での予測でございまして、その後、2月1日に新たに1月の気温と2月のこれからの気象予測を考慮しまして、飛散予測開始日については、新しい予測に更新されております。こちらの方は1日ずつ前倒しになりまして、2月7日から11日頃の見込みというふうになっております。

なので、そろそろ飛び始めてもというようなお話ではあるのですが、一応、今朝のこちらの保健所で毎日花粉の方を測定させていただいておりますが、こちらの保健所ではまだ今朝ではゼロということになっております。最近、近々に今週大雪が降ったりとかそういうこともございましたので、その辺の影響もあるかと思いますが、今のところまだ0個ということになっています。

また、この飛び始めというのも、これは東京都ルールでございまして、1平方センチメートル当たり、24時間で1個以上落ちてくるものが2日続いたら、その2日続いた最初の日が飛散開始の日となります。

逆に言うと、その1平方センチメートルの中に1個落ちてきているか来てないかという話なので、現在全く飛んでないかということそういうわけでもなくて、若干の花粉は飛んで

おりますので、もし花粉症の方がいらっしゃったら、早めの対策が必要ですよというよう  
な周知の方も、こちらの方で行っているというところがございます。

続いて、飛散花粉数の総数の予測というものもでございます。都内では、今年の春は昨年  
の春の8割程度。例年、例年というのは、気象の関係でいうと過去10年平均のことを言  
うのですが、過去10年平均の1.1倍程度となる見込みというふうになっております。過  
去10年間の中では2番目に多く飛散したのが今年の春だったものですから、今年の春よ  
りかは少ないのですけれども、ほぼ例年並みに飛散するであろうという予測になっており  
ます。

ちなみに、こちらの観測点での予測、保健所の上空での予測としましては、春の間に1  
万900個から1万4,700個ぐらいは飛ぶであろうというふうなお話になっておりま  
して、都内の中での観測地点16か所あるのですけれども、この中では青梅市が一番多い  
観測量となっておりますので、そちらについても、正しいセルフケアなどをしていただ  
くよう保健所の方でも周知の方を行っております、ちょうど今は入り口のところで花粉  
についての掲示などもやっておりますので、お帰りの際にはぜひ御覧になっていただ  
けるとありがたいかなと思っております。

以上、花粉についての御報告は以上になります。

【古川部会長】      ありがとうございました。

それでは、報告事項につきまして、御質問または御意見のある方は挙手をお願いいた  
します。

皆様、大丈夫でしょうか。

私、1つだけ。耳鼻科をやっているものですから、花粉症のことに  
関してなのですけれども、今年、暖かいので早いです。年末からもう目がかゆいよ  
という方が増え始めて、飛散は東京都のルールがあるので飛散開始ではないの  
ですけれども、やはり舞っているなど。年明けて、暖かくて風が強い日にど  
っと患者さんが増えたりとか結構あります。雪が降ったので少し落ち着くと思  
いますけれども、もう暖かくなればいつ始まってもおかしくはないかなという  
そういう状況なので、御注意いただければと思います。

ありがとうございました。

最後に、全体を通して、先ほどの協議事項も含めまして、御質問または御意見等、追加  
でおありになる方おられましたら、挙手の方をお願いいたします。

大丈夫でございましょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上となります。皆様の御協力をもちまして、無事議事進行す

ることができました。改めて御礼申し上げたいと思います。

それでは、事務局の方にマイクを返したいと思います。

【多田副所長】 古川部会長、ありがとうございました。

本日、御協議いただきました事項につきましては、来年度の親会で報告させていただきます。

なお、新プランの策定に当たりましては、来月3月7日木曜日に第2回協議会開催を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度西多摩地域保健医療協議会生活衛生部会を終了いたします。本日はお忙しい中御出席いただき、貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございました。

閉会：午後2時23分